

## 令和 7 年度 第 20 回 庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：産業部農林課〔内線 3557〕

## ① 件 名

林野火災注意報発令に伴う森林等における火入れ規制の条件の見直しについて

## ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

## 【背景】

総務省消防庁は、令和 7 年 2 月に大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、各自治体が策定する火災予防条例のガイドラインとなる、火災予防条例（例）（昭和 36 年 1 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部を改正し、林野火災の予防を目的に市町村長等が新たに林野火災注意報を発することができる規定を追加した。

火災予防条例（例）の改正を踏まえ、石巻地区広域行政事務組合消防本部は、令和 7 年 1 月に石巻地区広域行政事務組合火災予防条例を改正し、令和 8 年 1 月 1 日から、石巻地区での林野火災注意報の運用を開始している。

## 【目的】

石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の改正を踏まえ、本市の林野火災注意報発令時の森林等における火入れの規制の取扱いの見直しを行うもの。

## ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

## 【根拠法令】

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

石巻地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和 46 年石広条例第 11 号）

〔〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕〕

## ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 1 月 石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正

## ⑤ 主な内容

石巻市森林等における火入れの規制に関する条例を改正し、森林法に規定する森林及び森林の周囲 1 キロメートルの範囲内の土地における火入れ（土地の利用上の目的をもってその土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却すること）の規制に関して、「火入れを行ってはならない条件」及び「火入れ中に速やかに消火しなければならない条件」に「林野火災注意報が発令された場合」を加えるもの。

## ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

## 【影響・効果】

火入れの規制に関する条件に林野火災注意報を加えることで、林野火災の予防が図られる。

## 【市財政への負担】

なし

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

石巻地区広域行政事務組合火災予防条例が適用される東松島市、女川町においても条例改正を行う予定

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日）

## ⑨ その他